

つなぐ

- 新年のご挨拶
- 12月定例会報告
- 特集
住民×議会
みんなで未来を語る会

こちらからも
ご覧ください ▶



海の向こうの友の声も 隣に暮らすあなたの声も もっと「つなぐ」議会になりたい

裏表紙も見てくださいね！





新年のご挨拶

若狭町議会議長 熊谷 勤 信

新年明けましておめでとうございます。令和8年の輝かしい新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

昨年は、議会に対しまして、ご意見や激励を賜りましたことに、心から感謝とお礼を申し上げます。

昨年を振り返りますと、4月には20年ぶりの町議会議員選挙が行われ、新たに3名の女性議員も誕生し、平均年齢も大きく若返りました。

これからも議会は、町民の皆様の声を大切にし、この先10年、20年後に向け、より一層の町づくり邁進していく決意でございます。

昨年の明るい話としまして、9月には、スマートエリア構想に基づき、再生可能エネルギー・デジタルの活用などによるモデル地域として事業が推進され、井ノ口区に分譲地が完成しました。

また、10月には、パレア若狭内において、全天候型の遊び場として「あそまなびの森」が整備され、夏の猛暑や冬の積雪などに左右されずに子どもたちが一年中快適に遊べる空間となりました。共働き世帯の増加や核家族化が進む中、子どもや親が安心して過ごさせ子育て

を支える重要な役割を担う施設が完成しました。若狭町の未来を担う子どもたちの健やかな成長を育む大切な拠点として、今後多くの皆様に愛される施設となることを願っています。

結びに、今後さらなる町の発展を目指し、住民の皆様と共に考え、共に歩み、さらに独自の発想をもとに、若狭町が輝きとやさしさに出会える町となりますよう、議会といたしましても力添えをしてまいる所存であります。

本年も、議会に対しましてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますと共に、若狭町のますますの発展と皆様方のご健勝を御祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

今回の表紙



12月14日開催のオーストラリア交流 35 周年記念事業ウェルカムパーティー。
日本文化体験やブッシュダンスなどで、オーストラリア訪問団と親交を深めました。

12月定例会

開催期間 12月3日(水)～12月18日(木)

一般会計に5億2631万円を増額補正

令和7年度
一般会計予算総額

136億6011万円

主な歳出(補正額)

(千円以下切捨て)

事業名等	担当課	説明	補正額
訓練等給付費事業	福祉課	就労継続支援・グループホームの利用者増	2123万円
障害者介護給付費事業		居宅介護・生活介護・施設入所支援の利用者増	1960万円
パレオ若狭管理事業	パレオ文化課	フィットネスマシン更新	198万円
水田農業機械施設等整備事業	農林水産課	機械等購入支援補助金	552万円
漁港各種負担金及び補助金事業		若狭三方漁協常神支所の解体・整地工事費用補助	500万円
道路新設改良全般事業	建設課	県単道路改良工事負担金	961万円
急傾斜地崩壊対策事業		事業負担金(山内区・下野木区)	1044万円
消防費事業	環境安全課	若狭消防組合・敦賀美方消防組合負担金	883万円
食料品・物価高騰対策町民生活支援事業	総務課	わかさハッピー商品券(第2弾)	2億6969万円
福井県知事選挙費		執行経費	1478万円
物価高対応子育て応援手当事業	子育て支援課	児童手当対象者への臨時給付金	4269万円

主な歳入(補正額)

(千円以下切捨て)

◆ 国庫支出金	2億9986万円	◆ 繰越金	1億6499万円
◆ 県支出金	3093万円	◆ 町債	1830万円

特別会計・企業会計

(千円以下切捨て)

会計区分	補正額	合計額
国民健康保険	115万円	13億7468万円
後期高齢者医療	122万円	2億4816万円
介護保険	▲684万円	19億7526万円

会計区分	補正額	合計額
工業用水道事業	▲42万円	4063万円
下水道事業	549万円	15億5550万円
国民健康保険上中診療所事業	491万円	5億5006万円

※直営診療所特別会計、農業者労働災害共済事業特別会計、水道事業会計は予算の組替補正のため予算額の増減なし

常任委員会報告

予算決算常任委員会

◆令和7年度補正予算

審査を付託された一般会計および特別会計等補正予算に関する議案は10件。委員全員の賛成をもって可決すべきものと決定。

主な質疑事項

○一般会計補正予算

▼福祉課関連

問 自立支援医療給付事業の一人当たりの補助率と上限はどうか。

答 通常であれば自己負担の3割分のうち2割分を補助する。生活保護の方は健康保険が使えないため、町が全額負担することとなる。

▼歴史文化課関連

問 ミュージアムショップの利用状況、グッズの売れ具合はどうか。

答 令和6年度の全体の売り上げは131万2千円、そのうちガチャは43万2千円である。令和7年11月末現在、ガチャは51万円程で昨年度を上回っている。

▼教育委員会関連



縄文博物館のガチャ

問 給食センター費で、緊急時対応の修繕とはどのようなものか。

答 築39年が経過しており、配水管など見えない部分の緊急修繕が発生した場合を見込んだものである。



給食センター

▼農林水産課関連

問 水田農業機械施設等整備事業の年間事業費の限度額はあるのか。また、予算の範囲内ですべて申請可能か。

答 国県の補助制度を活用しているため、その補助額が町の限度額となる。申請は、例年前年度の8月頃に農業者に聞き取り調査を行い、その結果をもとに県と協議をしている。

問 漁港各種負担金および補助金事業について、補助率や補助額の根拠はあるか。

答 財源となる若狭町地域振興基金条例等では補助率等は定めていないが、今回は、若狭三方漁協常神支所解体および敷地整地に係る工事費用について見積徴収した額としている。交付決定額を超えた場合は地元で負担し、下まわった場合はその額になる。

▼建設課関連

問 梅街道の消雪装置改修に係る負担金は、12月補正ではなく9月補正に間に合わなかったのか。

答 9月議会終了後に事業費が確定したため12月補正に計上した。

総務産業建設常任委員会

審査を付託された案件は議案12件。

採決の結果、委員全員の賛成をもって可決すべきものと決定。

○若狭町一般職の職員の旅費に関する条例の全部改正について

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、一般職以外の者に支給する旅費も含めた条例とするため、当該条例を全部改正するもの。

主な質疑事項

問 これまで勤務地からの旅費換算としていたものを、自宅からでも可能とするということだが、通勤費等の考え方はどうなるのか。

答 自宅から直接移動した方が近い場合等も認めるものであり、所属長や副町長の決裁を受けるものとする。

○若狭町特別職の職員で常勤のもの

の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

令和7年8月7日に出された人事院の勧告に準じて、特別職の職員で常勤のもの、期末手当の支給割合を改定するため、条例を一部改正するもの。

主な質疑事項

問 人事院勧告に準ずるとしているが、期末手当の支給割合引き上げに関し、町の考え方を教えていただきたい。

答 人事院勧告は民間等の給与等の差を

鑑み出されており、一般職同様、特別職についても賃金体系を維持していきたい。

○若狭町一般職の給与に関する条例の一部改正について

令和7年8月7日に出された人事院の勧告に準じて、一般職の職員の期末手当及び勤労手当の支給割合と給料表を改定するため、条例を一部改正するもの。

○集落基盤整備事業実施計画の策定について

集落基盤整備事業を施行するため、土地改良法の規定により議会の議決が必要となるもの。

○若狭町コミュニティセンターの指定管理者の指定について

令和8年4月1日から5年間、三方区の健康増進施設ふるさと会館、朝霧区の朝霧あじさい会館、若葉区の若葉ふれあい会館、河内区の内こいの家神神荘、せせらぎ区の鯖街道伝承館の指定管理者に、それぞれの区を指定するために議会の議決が必要となるもの。

主な質疑事項

問 各集落のコミュニティセンターの設置はいつか。また指定管理はいつまでとするのか。

答 建築年は、三方区の健康増進施設ふるさと会館が平成11年で築26年、朝霧区の朝霧あじさい会館が平成10年で築27年、若葉区の若葉



健康増進施設ふるさと会館

ふれあい会館が平成14年で築23年、河内区のいこいの家明神荘が平成10年で築27年、せせらぎ区の鯖街道伝承館が平成10年で築27年となっている。法定耐用年数が経過すれば町から集落へ所有権を譲渡するが、集落が法人格ではない場合は、引き続き指定管理者の指定とし、各集落で管理運営を行っていた。



若葉ふれあい会館

○縄文の里交流センターの指定について

令和8年4月1日から5年間、縄文の里交流センターの指定管理者に、鳥浜区を指定するために議会の議決が必要となるもの。

主な質疑事項

問 若狭町コミュニティセンターの指定管理者の指定と議案を分けている理由は何か。また設置目的はどのようなものか。

答 設置条例が異なるため、議案を分けている。縄文の里交流センター建設には補助事業を活用しており、条例の制定が必要であった。設置目的は「農村人及び青年等が農業並びに生活に関する技術の発表、意見交換、農産物加工品の研究開発を行う」又は「消費者に農業生産



縄文の里交流センター

への関心を深めてもらうために、都市と農村の交流、ふれあいの拠点としての施設を設置する」としている。

○自然休養村海山経営管理所の指定管理者の指定について

令和8年4月1日から5年間、自然休養村海山経営管理所の指定管理者に、海山区を指定するために議会の議決が必要となるもの。

○若狭町新規就農支援施設の指定管理者の指定について

令和8年4月1日から5年間、若狭町新規就農支援施設の指定管理者に特定非営利活動法人若狭町物産協会を指定するために議会の議決が必要となるもの。

主な質疑事項

問 指定管理者に対して将来的に譲渡することは考えていないのか。物産協会の今後の方向性を含め、考えることも必要ではないか。

答 当該施設は補助事業を活用しているため、耐用年数までは指定管理とし、適切に管理していただく。物産協会については特産品の開発、販売、PRなど町の補助事業を活用し活動している。今のところ規模を拡大するという話はないが、今後、必要性が出てきた場合、相談する機会を持ちたい。

○嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定について

令和8年4月1日から5年間、嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者に、合同会社MOTを指定するために議会の議決が必要となるもの。

○若狭町勤労福祉会館の指定管理者

○指定について

令和8年4月1日から3年間、若狭町勤労福祉会館の指定管理者に、わかさ東商工会を指定するために議会の議決が必要となるもの。

主な質疑事項

問 使用料を決めている施設がいくつかあるが、会計報告等受けているのか。指定管理者には、収入などの実績、今後の収支計画を報告していただいている。

○世久見うみべの家の指定管理者の指定について

令和8年4月1日から5年間、世久見うみべの家の指定管理者に、世久見区を指定するために議会の議決が必要となるもの。

○若狭町漁業体験施設の指定管理者の指定について

令和8年4月1日から5年間、若狭町漁業体験施設の指定管理者に、鳥浜漁業協同組合を指定するために議会の議決が必要となるもの。

教育厚生常任委員会

審査を付託された案件は議案3件。採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定。

○若狭町地域福祉センターの指定管理者の指定について

令和8年4月1日から3年間若狭町地域福祉センターの指定管理者として、社会福祉法人若狭町社会福祉協議会を指定するために議会の議決が必要となるもの。福祉団体やボランティアの育成につ

いて、運営とどのように関わっているのか。



若狭町地域福祉センター

○平成25年の災害時には、若狭町地域福祉センターがボランティアセンターの拠点として活動したほか、高齢者の買い物や通院を支援する運転ボランティアの育成を行っている。

問 指定管理者選定審議会で、指定管理者推薦に関する意見はあったのか。特に意見はなかった。

○若狭町介護予防拠点施設の指定管理者の指定について

令和8年4月1日から3年間若狭町介護予防拠点施設の指定管理者として、社会福祉法人若狭町社会福祉協議会を指定するために議会の議決が必要となるもの。

問 指定管理者を推薦するにあたって開かれた選定審議会が意見はなかったか。特に意見はなかった。

○若狭町国民健康保険三方診療所歯科施設の指定管理者の指定について

令和8年4月1日から5年間若狭町国民健康保険三方診療所歯科施設の指定管理者として、医療法人旬会を指定するために議会の議決が必要となるもの。

問 指定管理者の業務に疑義が生じた際、町と協議した実績はあるのか。

答 これまでに協議した事例はない。全国的に歯科経営が厳しい中で、当該施設の経営状況はどうか。
答 令和6年度の収支報告から、経営は安定していると認識している。

12月定例会

12月18日に採決され全員賛成で可決された議案

- 若狭町一般職の職員の旅費に関する条例の全部改正について
- 若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（発議）
- 集落基盤整備事業実施計画の策定について
- 令和7年度若狭町一般会計補正予算(第3号)
- 令和7年度若狭町国民健康保健特別会計補正予算(第2号)
- 令和7年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 令和7年度若狭町直営診療所特別会計補正予算(第2号)
- 令和7年度若狭町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 令和7年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算(第2号)
- 令和7年度若狭町水道事業会計補正予算(第3号)
- 令和7年度若狭町工業用水道事業会計補正予算(第1号)
- 令和7年度若狭町下水道事業会計補正予算(第3号)
- 令和7年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算(第2号)
- 若狭町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 縄文の里交流センターの指定管理者の指定について
- 自然休養村海山経営管理所の指定管理者の指定について
- 若狭町新規就農支援施設の指定管理者の指定について
- 嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定について
- 若狭町勤労福祉会館の指定管理者の指定について
- 世久見うみべの家の指定管理者の指定について
- 若狭町漁業体験施設の指定管理者の指定について
- 若狭町地域福祉センターの指定管理者の指定について
- 若狭町介護予防拠点施設の指定管理者の指定について
- 若狭町国民健康保険三方診療所歯科施設の指定管理者の指定について
- 若狭町議会会議規則の一部改正について（発委）
- 令和7年度若狭町一般会計補正予算(第4号)

発議第4号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

若狭町議会議員の期末手当について、人事院勧告等を参考に改正。平成30年度の改正から据え置きしており、県内自治体の議会議員との較差が出ていた。

議員の期末手当の基準月数を特別職の基準月数(年間3.5月分)に合わせる。

発委第3号

若狭町議会会議規則の一部改正について

議会のICT化と開かれた議会を進める中で、議場に導入する電子採決システムによる表決を可能とするための改正。従来の「起立」から賛成・反対「ボタン」による表決へ変更。今後、議場に設置される大型モニターに表示され、賛否の状況が即座に明確となる。



視察報告

Inspection report

総務産業建設常任委員会

【期 日】

令和7年10月9日～10日

【視察先】

- ・長野県飯綱町
- ・長野県小布施町

【出席委員】

- 増井委員長 岩本副委員長
- 檜鼻委員 速水委員 松本委員
- 谷川委員 藤田委員

【内容と報告】

当町でも大きな問題である少子高齢化・人口減少の中、財政難や人材不足等の解決策の一つとしての「官民連携によるまちづくり」、「住民主体のまちづくり」についての研修、各施設見学および小布施町においてはオープンガーデン等の「まちあるき」を行った。両町とも当町と同等の人口規模のところである。

◇飯綱町

「協同組合いいコネワークス」は、人の空洞化、土地の空洞化、ムラの空洞化対策としての事業、「マルチワーク(多業・複業)」という働き方

の場の実現し、年間通じた仕事(農業・福祉・観光等)で地方移住、働く魅力づくりを目指している。

「(株)カンマッセいづな」は、少子高齢化による、廃校舎を利活用し、まちづくり会社、仕事づくり・情報発信・プロモーション機能を構築し、飯綱町の未来の拠点となっている。



◇小布施町

合併をせず「光り輝く自治体となる」を目指し、「小布施町のブランドを守る」ことが一番」と自治行政を行っている。町には1990年以降約2千人の移住があり、出生率も県内最上位である。北斎館などの美術館や地



場産業(栗菓子店)の活躍、町並修景事業、花のまちづくりなどで、新しいまちづくりの種をまき、リピーター(ファン)を増やす事業を行っている。

教育厚生常任委員会

【期 日】

令和7年10月20日～21日

【視察先】

- ・長野県泰阜村
- ・長野県南木曾町

【出席委員】

- 川島委員長 倉谷副委員長
- 中村委員 久保委員 熊谷委員
- 辻岡委員 北原委員

【内容と報告】

人口減少・少子高齢化に対応する先進事例を学ぶことを目的に、泰阜村と南木曾町妻籠宿を訪問した。

◇泰阜村

合併を行わず、独自施策を展開している点特徴である。子育て支援では、妊娠前から子育て期まで切れ目ない情報提供、学童保育の無料化、保育料軽減、医療費助成を実施している。NPO法人グリーンウツドによる自然体験活動は年間約千

人を集め、交流人口拡大に寄与している。福祉面では在宅医療を重視し、診療所にCT等を整備するなど安心して暮らせる体制を整えている。移住施策も充実する一方、生活利便性が課題である。



◇南木曾町妻籠宿

重要伝統的建造物群保存地区の先駆けとして、住民主体の町並み保存を継続している。「売らない・貸さない・壊さない」の三原則のもと、条例と保存計画により景観を一体的に管理している。観光対応として駐車場やトイレ整備、多言語化を進め、保存と観光振興の両立を図ってきた。一方で、建物老朽化に伴う修繕費負担や担い手不足、インバウンド対応が今後の課題である。



たに がわ のぶ かず
谷川 暢一
議員



2つの庁舎・2つの中学校、今後は

副町長・教育長

庁舎の在り方はあらゆるパターン検討中、学校配置ビジョンは令和8年末までに示す

Q 合併以来20年以上続く、2か所の庁舎の効果と課題の検証は。メリットを活かせていないのでは。

A 窓口対応や各種届出などは両庁舎で対応できる体制だが、対面処理が必須なときや職員の会議などは庁舎移動が必要。集落ヒアリングなども事務の効率化で一か所開催となった。日々改善に取り組んでおり、DXの活用も進めている。

Q 旧町の庁舎を活用した2庁舎制は耐震性の不安もあるうえ、旧町民意識の継続の一因とも言われる。今後の庁舎の在り方をどう考えているのか。

A 副町長が筆頭の「庁舎耐震化内部検討委員会」を設置し、庁舎の統合・2庁舎制の継続を含め、想定できる様々なパターンを検討し示していく。

Q 中学校をひとつに統合し、そこで成長した子どもたちによって町民意識の融和が進むとの意見もある。年間出生数が60人程度の現在、一刻も早く町の方向性・将来ビジョンを示すべき。

A 教育環境の整備は最優先の重要課題。「学校規模配置適正化検討委員会」の準備を進めている。具体的なビジョンを令和8年末までの早期に示したい。



三方庁舎



上中庁舎

サテライトセンター(ごみ中継施設) 現況は

Q 日笠区の若狭広域サテライトセンター(可燃ごみ中継施設)には上中地域と一部三方地域の収集ごみは搬入されていない。受入れを増やす余裕はないか。

A 令和6年度搬出実績では、1日最大搬出量の約55%であり余力はあるが、焼却施設(高浜町)への運搬状況やコスト試算、今後のごみ量の推移をみて必要に応じて検討したい。

Q 可燃ごみ処理の広域化は行政コストの削減が目的である。現在の状況は若狭町のごみ処理コストの削減に繋がっているのか。

A 運搬距離増による費用増加はあるが、処理費用の運営費用については、令和5年度は約9,700万円の減額、令和6年度は1億100万円の減額となっており、広域化の目的を果たしている。

まつもと ひろ やす
松本 弘康
議員



二重行政の解消にどう取り組むか

町長

現状、二重行政の解消には長い道のりを要する

Q 合併以来21年、消防・警察、また全国で唯一とも言われる保健所の管轄等、二重行政の解消について町長の所信を伺いたい。

A それぞれの組織の現状、また国や県の関係機関、構成市町それぞれの考え方もあるので、長い道のりを要するものと感じているが、住民生活に支障をきたすことのないよう状況を見守っていく。

Q 合併21年にもなるのに、同じ町内で市外局番が取れないのはなぜか。

A 現時点ではNTT西日本の経営方針や、嶺南各市町が市外局番の統一を切望していないこともあるが、今後それぞれの考え方の変化を情報収集しつつ、その兆しが出てきた場合は若狭町が率先して対応していく。



選挙の投票所について

Q 5期20年ぶりに町議会議員選挙が実施されたが、投票率が20年前より20%近く下がった。移動投票所の導入、投票所までの送迎等検討してはどうか。

A 現在のところ若狭町選挙管理委員会においては投票所への送迎、期日前投票における移動投票所の開設は検討していないが、今後投票率が下がるような場合は、選挙啓発を強化したうえで、期日前の移動投票所開設などの対策を選挙管理委員会で検討するよう働きかけたい。

くら たに あきら
倉 谷 明
議員



熊などによる獣害への対応策は

農林水産課長

猟友会若狭支部の会長が推薦し、町長が任命した有害鳥獣捕獲隊を組織し、捕獲駆除を実施している

Q 通学路の児童・生徒の安全確保への対応状況、対策の内容は。

A 命を守るための具体的な行動について指導し、登下校時の安全対策として「クマ鈴」をすべての児童に配布した。目撃情報があれば保護者へ情報共有する。農林水産課や警察などの関係機関や保護者・地域の皆様と連携し、対応する。

Q 若狭町には狩猟免許を持ち、銃砲所持許可を取得している人は何名か。その平均年齢は。

A 狩猟免許を持ち、銃の所持許可を取得している人数は15名で、平均年齢は54.4歳。そのうち有害鳥獣捕獲隊には現在9名で、平均年齢は58.7歳。

Q 熊の緊急銃猟、捕獲、駆除が必要となった場合の体制づくりは整っているか。

A 福井県猟友会若狭支部に所属する会員の中で、第1種銃猟免許を取得した者で、狩猟経験が5年以上の十分な実績と経験を持った者が組織している。緊急時には、この捕獲隊に対応をお願いしている。緊急銃猟研修会では場面に応じた実地研修も経験した。来年4月以降に2名増員予定で11名での体制となる。

Q 猟友会頼みの体制確保が課題。ハンターに頼らない獣被害の予防策、ハンターの養成は。

A 獣害柵の材料支給は継続している。有害獣を住民に寄せ付けない予防策として柿の木を中心とした果樹の伐採の協力をお願いし、伐採事業も町で実施した。若い方に隊員として活躍してもらうためには、銃の経験を積み、技術の習得が必要であり、捕獲隊の活動費の増額などを検討していく。



その他の質問

・外国人との共生社会の形成に向けての取組みを伺う

くぼ さちこ
久保 幸子
議員



地域共生包括ケア体制の基本方針は

福祉課長

今後のビジョンに反映すべく、第5次若狭町地域福祉計画の策定作業を進めていく

Q 地域包括ケアシステムの整備に関する基本方針および計画はあるのか。

A 若狭町高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画は基本理念に基づき、「保健・介護予防連携」「在宅療養の推進」「地域で支え合い推進」の3分野に重点を置き、それぞれの目標を挙げて推進。

Q 見守りや生活支援ネットワークについて、民生委員等の既存の現状と課題、また緊急時に備えた情報共有や連絡体制の整備について。

A 訪問を中心とした見守り活動を行い包括支援センターにつなぐ活動を行っている。避難行動要支援者台帳作成など協力頂いている一方、民生委員の負担が大きく役員選考の難しさが課題になっている。

Q 高齢者の生活支援コーディネーターの配置と活動状況について、また配食・移動・買い物支援の仕組み等について伺う。

A 町内の一人暮らし高齢者を中心に、訪問活動による情報確認を行っている。昨年度作成した「若狭町たすけあい手帳」により、介護タクシーや宅配サービスなど、寄り添う形で支援に繋げていく。

Q 地域住民やボランティアが主体となる、共助の仕組みづくりに対する支援について伺う。

A ボランティアの皆さんにフレイルサポーター養成講座を受講いただき、各種測定など、サロンの世話人さんとも協力体制をとりながら事業を行っていく。しかし、事業を引き継ぐ後継者づくりが課題でもある。

Q 地域共生社会の実現に向けた中期的なビジョンや指針について、町として重点を置く課題・政策分野がどこにあると考えているか。

A 第5次若狭町地域福祉計画策定作業を進めている。重要課題として、高齢者においてはフレイル予防などを通じた在宅療養支援等、障がい者や生活困窮者には親亡き後の生活支援や就労支援、移動支援を行うべく、行政側も専門的な人材確保などの取組を進めていく。



写真提供：若狭町社会福祉協議会

かわしま ふじお
川島 富士夫
議員



老朽著しい給食センターをどうするか

教育長

新たな場所への建て替え等を考える

Q 給食センター施設の老朽化、特に給排水配管の顕著な劣化について町は把握しているか。

A 給食センターの老朽化については町としても十分認識している。これまでに発生した不具合箇所は、不具合が生じるたびに修繕を行う「事後保全」という形で都度対処している。しかし抜本的な対策が必要な時期だと受け止めている。

Q 建設から約39年が経過している。施設の劣化は喫緊の課題だと感じているが、町の見解を伺う。

A 学校給食は極めて重要な事業であり衛生管理と安定的な提供が求められる。ご指摘のとおり施設の老朽化は喫緊の課題であると認識している。新たな場所に建て替えの方向性が定まる前でも、給水設備等のライフラインに直結する修繕は最優先で予算措置を行い早急に対処する。



若狭町給食センター

空き家課題解決に PPP 手法を導入せよ

Q PPP（＝官民連携）手法を導入し民間活力を最大限活用した持続可能な事業モデルを本町に構築する考えはあるか。

A PPP手法については「民間資金の活用」や「民間ノウハウの活用」等のメリットがあることは認識している。本町としても導入すべく「PPP推進に関する協定」を締結している東洋大学大学院の公民連携専攻に職員を学術派遣しているところである。空き家の課題に対してどう民間活力を取り入れることが、より効率的で持続可能な空き家対策となるのか、先進事例も確認しながら研究を進めたいと考えている。

ふじ た ま さ み
藤田 正美
議員



風力発電事業計画の対応と見解を伺う

町長

「自分たちの町は、自分たちで守る」という気概で、効果的な対策を講じたい

Q 若狭町環境基本計画に、「環境保全に関する取組を実施する集落や団体に対して、その活動や人材育成を支援します」と示されているが、三十三間山の環境を保全する町民の自治組織に対して、どのような施策や支援をされてきたのか。

A 自治組織には、みそみ地域づくり協議会の予算が活用されている。森林環境贈与税を活用し、未整備森林の間伐、次世代へつなぐ森林環境・木育活動、森林境界の確認及びGPS測量の支援などで、公益的機能の維持増進や森林資源の保全を図っている。

Q 風力発電事業計画地域では、環境保全規制の自治体条例制定に取り組んでいる。「若狭町環境基本条例」と「若狭町環境基本計画」にレッドゾーンを盛り込んだ条例制定を検討し、住民が安心、安全に生活でき、次世代の若者が住みよい町になるためにも、条例施行を急ぐ必要があると考えるが、町長の見解を伺う。

A 再生可能エネルギーを条例名に含むことによって、規制を強化する自治体が増えている。環境省は再生エネルギーの立地適正化を図るため、「ゾーニング」の設定を各自治体に周知している。また、自治体によっては、行政との事前協議を義務付ける手続き規制や、課税条例を制定している。他の自治体の条例制定状況を参考にしながら、国や県、関係機関への働きかけと併せて、「自分たちの町は、自分たちで守る」という気概で、効果的な対策を講じたい。



三十三間山

きた はら たけ みち
北 原 武 道
議員



風力発電、事業区域変更を協議しては

町長

私は「反対」、計画中止を求めていく

Q 三十三間山における風力発電計画の環境影響評価(環境アセスメント)手続きが第3段階の準備書作成段階に入っており、事業者は頻りに町民への報告会を行い、現段階の計画案を説明している。担当課長はどのように受けとめているか。

A 事業者によると「方法書段階で受けた経産大臣からの勧告や知事・住民からの意見に対する事業者見解を準備書に反映させる。地元住民や地域の方々に対話を要請している。さらなる計画の変更もありえる」とのことで、いま説明されている事業計画が確定したものでないと認識している。

Q 麓から眺める三十三間山の景観が変貌すること、これが最大の問題だ。この環境破壊を防止する対策は「風車を建てないこと」以外にない。したがって環境アセスを行う意味がない。今後の環境アセスメント手続きは、風車の見えない場所に限り行うべきだ。そもそも第1段階(配慮書段階)で、福井県知事は「若狭町長の意見を十分に認識の上、事業の実現性や”対象事業実施区域”を精査すること」と事業者に伝え、事業者は「若狭町長の意見を十分に認識の上、今後の環境影響評価手続きにおいて、調査、予想及び評価を実施し、事業の実現性や”対象事業実施区域”を精査いたします」と答えている。第2段階(方法書段階)では、知事は「”対象事業実施区域”の絞り込みは行われていない」と断じ、「対象事業実施区域”の変更、基数の削減など抜本的な見直しを行った具体的な事業計画をもとに今後の環境アセスを行うよう経産大臣に進言している。今後の環境アセス手続きは、風車の見えない場所に限り行うよう、事業者と交渉してはどうか。町長に伺う。

A 私のスタンスは「反対」である。関係機関への働きかけを強め、計画中止を求めていく。



その他の質問

・「クリーンセンターかみなか」および周辺の使用状況と今後について

ひ ばな たか ひろ
檜 鼻 貴 博
議員



北陸新幹線とまちづくりマスタープラン

町長

新幹線を含めた交通軸、人の流れ、生活環境、経済を考慮した「まちづくりマスタープラン」を策定し魅力ある若狭町を築いていく

Q 北陸新幹線の敦賀以西延伸に伴い住民の移動手段の確保や観光客のアクセス改善に向けた方策をどのように検討しているのか。

A 既存の公共交通を組み合わせるほか、新たな移動手段の確保等、新幹線の利便性を最大限に享受できる交通体系の構築を検討するとともに、道路やパークアンドライドなど必要な環境整備について、県や近隣自治体等と連携を図りながら推進していく。



ミラプロ公式キャラクター「ほくりん」

若狭湾サイクリングルートとナショナルサイクルルート

Q ナショナルサイクルルート指定によって、若狭湾地域の観光振興や交流人口拡大をどのように期待しているのか。海・山・湖・歴史・食文化など、若狭ならではの資源をルートにどう組み込み、どのように地域経済へ波及させるのか。

A 国内外から多くのサイクリストが訪れており、若狭エリアにおいても、宿泊や飲食の消費拡大などの経済効果が期待している。「わかさいくる」は、敦賀から高浜まで、東西に長く、それぞれの市町の特色ある文化・歴史資源、食などの魅力を生かし、様々な楽しみが得られるコースとしており、ルートマップ等を作成しPRに努める。

Q ナショナルサイクルルート指定に必要な安全基準や環境整備をどのように進めるのか。

住民の安全性とサイクリストの安全性、道路整備・標識・休憩施設の充実、交通安全対策や救急対応体制をどのように検討しているのか。

A ナショナルサイクルルートの指定により、自動車も自転車も交通量が増えることが想定され、同時に交通事故のリスクも上昇すると思われる。注意喚起を促す「矢羽根型路面標示」の随時更新や車道整備、定期的な道路管理を行うと共に休憩施設やトイレなど必要な施設整備も検討していく。





なか むら み ほ
中村美穂
議員

世界基準の若狭町とアイデンティティ

町長

世界基準の資源を未来へ守り伝えていくことは、今を生きる私たちの責務

Q 若狭町が有する世界水準の地域資源を体系的に顕彰し、教育に活用することで世界に対する若狭町の誇りを育み、町民の郷土への誇りとアイデンティティを形成することはできないか。

A 「世界から評価される若狭町」という事実を積み重ねていくことが大切。外からの視点を取り入れることで、当たり前だと思っていた風景や食文化が、実はかけがえのないものであると気づき、それが「町に対する愛着と誇り」へと発展されていく好循環を生み出したい。世界基準の資源を磨き上げ、教育や観光など様々な分野を通じて世界へ発信していくことこそが、町民一人ひとりの心の中に「この若狭町に生まれてきてよかった」と愛着と誇りを感じるアイデンティティを築く礎となると考える。



年縞博物館

他分野が連携した居場所づくり支援構築

Q 子ども達が抱える複合的な課題に対応するため、多様な機関が連携した横断的な支援体制を構築する考えはあるか。また課題は。

A 支援体制が整っていない場所もあり、専門的な知識と経験を有した人材配置の課題や、学校における不登校の情報などプライバシーのことから、各施設と情報共有するのが難しい面もある。しかし、各地区の公民館など誰でも利用できる施設もあり、今後、関係機関との連携方法や、子ども教室の充実なども含めて検討していきたい。

Q 居場所づくりの4つの視点から考える若狭町の「居場所づくり」に関する今後のビジョンは。

A それぞれの施設の目的や団体の考えはあるが、居場所の支援を求める子ども・若者が自分の行きたい居場所を選択することができる既存の地域資源は多種多様にあると考えている。関係機関や団体とも連携を図りながら、既存の地域資源を柔軟に活用した居場所づくりを進めていきたい。

その他の質問

- ICT教育のリスクと活用のバランス
- 子どものワクチン接種と子宮頸がんワクチン



いわもと かつみ
岩本克己
議員

三方五湖の水質問題

環境安全課長

10月中旬からの水月湖を中心とした白濁・異臭等の事象は、まず町独自で早急に勉強会を行い、原因調査や研究を進めていく

Q 10月中旬から、水月湖を中心に湖面が白く濁り、異臭を放ち、小魚などが大量に死んでいるなどの事象は、これまでまれに起きていた現象が長期間に及んでいる。湖の異臭は、硫化水素が原因と言われている。湖の環境面、観光面に影響は出てこないか。

A 硫化水素は、空気より重く無色で、腐った卵のような異臭を放つ有毒な気体。しかし、湖で自然現象により発生する硫化水素ガスは、ごく少量で、中毒症状を発生させるようなことはない。環境面の観点から、湖辺の空気中の濃度を測定するなどの検証をしていく。

観光面については、湖の現状把握や他県の事例収集、県の観光部局とも情報共有し、調査・研究に基づく正しい情報発信を行うことで、安全安心が図られると考えている。湖を管理する県と連携し、関係機関・専門家を交えた組織を構築し、原因調査や研究を進めていく。

Q 水月湖から日本海へのトンネル型の放水路の整備を進める話はどうなっているのか。

A トンネル型の放水路整備については、主に三方五湖の水位上昇に伴う浸水被害の防止が目的。地球温暖化による気候変動の影響で、降雨量の増加および海面の上昇が予測される中、現在の三方五湖治水対策の計画には、気候変動の影響は考慮されていない。国は令和3年4月に設置した技術検討会で、気候変動への具体的な検討手法を示し、本県では、令和5年12月に、国の九頭竜川水系河川整備基本方針が変更された。これを受けて、県は、現在、三方五湖治水対策について、気候変動の影響について検証するため、シミュレーションを実施しているところである。



水月湖

はやみまゆこ
速水真由子
議員



住民と行政が協働できる若狭町とは

副町長

住民の想いを受け止め前向きに挑戦できる行政を目指す

Q 住民と行政の協働を進めるうえで、人事異動や組織運営をどのように考えているか。

A 5月の人事異動では、組織の活性化や縦割り課題の解消、多角的な視点を持つ職員の育成、適材適所の配置を目的として実施された。特定の担当者に業務や知識が集中することを避け、組織として安定した行政運営を行うことを重視している。

Q 人事異動に伴う引き継ぎと住民サービスへの影響は。

A 異動に際しては、円滑な引き継ぎや情報共有に努め、住民サービスに支障が生じないように配慮していく。複数の職員が業務内容を把握できる体制を整えることで、継続性と対応力の向上を図っている。

Q 人事異動の方向性と町が目指す職員像は。

A 人事異動は、職員がさまざまな業務を経験し、行政全体を俯瞰できる力を養うことを重視している。若狭町のような小規模自治体では、職員一人ひとりの役割が大きく、主体性と責任感を持って行動できる職員の育成が重要である。専門性と経験を生かしながら、町民の立場に立って考え、課題解決に向けて前向きに取り組める組織を目指している。

子ども・若者の第3の居場所強化

Q 支援モデル構築と子どもの声の反映を。

A 町内運営団体の意向を尊重しながら検討していく。子ども・若者支援については、関係機

関が連携し、協議会で情報共有を行いながら体制強化を進めている。今後も子どもや若者の「声」を大切に体制づくりを継続していく。



ますいふみお
増井文雄
議員



自然を活かす三十三地区の地域振興策

町長

地域の皆様の理解と協力を得ながら、自然・歴史・財産の保存と活用につとめていく

Q 景観・自然環境を活かした観光・地域振興策は。

A 当町には世界に誇れる自然や景観資源がある、自然や歴史を活かしながら保全活動と両立の持続可能な観光のまちづくりを進める。

Q 三十三間山登山道および休憩ポイント、周辺の整備計画について。

A 登山道は危険箇所もあるので休憩場所整備や眺望施設・案内サイン等の検討が必要と考える。

Q 森の再生プロジェクトへの支援や次の世代への継承は。

A 地域緑化推進事業や森林環境譲与税を活用した森づくり事業を、関係機関と連携し次世代育成に向け住民主体で進めるよう支援していきたい。

Q 大倉見城跡やみかえりのマツ、ほっとむらと連携した取組みは可能か。

A 集落・地域づくり協議会、関係団体と協議し体制を整え、連携した取組を進めることが重要。



Q 歴史・文化的価値の再検証。

A 三十三地区の自然と歴史、文化財は貴重な財産で保存・活用を進めるべき文化遺産。地域住民の皆様の理解を得ながら、保護活動に向け魅力や価値を再検証し効果的に発信していく。

公民館・地域づくり協議会の改革

Q 各地区の地域づくり協議会の現状は。

A 地域の特性を活かし取り組んでいるが、持続的活動に不安を持っている協議会も多い。

Q まちづくりのリーダー育成や地域の課題解決をどう行うのか。

A 地域の課題解決は、行政と地域が寄添い・情報共有しながら事業の支援を継続していく。

Q 時代の流れに伴う地域づくり協議会の改革は。

A 地域の現状に合わせた「多様で柔軟な組織・活動」の持続可能な組織・活動への検討、見直しが必要な時期であると考えます。



令和8年 3月定例会の日程

会期:2月26日(木)~3月19日(木)

- 本会議(開 会) / 2月26日(木) 9時
- 本会議(一般質問) / 3月 5日(木) 9時・[予備日]9日(月)
- 本会議(閉 会) / 3月19日(木) 9時

※本定例会で扱う請願・陳情の受付は2月17日(火)15時締め切りです(議会事務局)。

一般質問は、行政チャンネルで放送されます。(予定)

- 1回目 3/13(金)19:00 ~ 1回目再放送 3/14(土)13:00 ~
- 2回目 3/14(土)19:00 ~ 2回目再放送 3/15(日)13:00 ~

議会録画映像のインターネット配信始まる!

閲覧方法 若狭町ホームページの議会コーナーへ

若狭町議会



こちらから



本会議、委員会
見に来てくださいね

*詳細日程は、
右記のQR
コードから
御確認ください。



議会を見に来てみませんか?

傍聴はどなたでもOK!

予約は不要、出入りも自由です。

傍聴の流れ

- ①若狭町役場三方庁舎3階へ
- ②傍聴席入り口でお名前を記入
- ③傍聴席へ!

議会の動き



市町議会議員合同研修会
(10/24 福井市)



美浜町・若狭町議会振興協議会
(10/28 みさきち)



組 合 議 会 報 告

敦賀美方消防組合議会

- 10月 5日 自衛消防隊三方地域操法指導会
- 10月 14日 監査
- 11月 5・6日 視察研修(大阪府吹田市・大阪市・堺市)
- 12月 19日 代表者会議
- 12月 22日 三方消防団歳末特別警戒開始式
- 12月 24日 定例会

若狭消防組合議会

- 10月 6日 定例会
- 10月 19日 上中消防団秋季消防訓練
- 10月 22日 例月出納検査および定期監査
- 11月 19日 視察研修(滋賀県長浜市・米原市)
- 12月 21日 上中消防団年末警戒出発式
- 12月 22日 臨時会

公立小浜病院組合議会

- 11月 18日 運営会議
- 11月 25日 本会議開会
- 12月 9日 常任委員会
- 12月 26日 本会議閉会・研修会

美浜・三方環境衛生組合議会

- 10月 27日 監査
- 12月 23日 定例会

嶺南広域行政組合議会

- 10月 29日 視察研修(富山県富山市・南砺市)
- 11月 17日 代表者会議
- 12月 24日 定例会

若狭広域行政事務組合議会

- 10月 29日 監査
- 11月 26日 出納検査
- 12月 16日 代表者会議
- 12月 22日 定例会

「もっと議論したい!」と、 熱のある声をいただきました



「議員と直接語り合う機会がなかったので、とても有意義でした。ぜひ、1回で終わらず続けてほしいです」



「議員の本音が聞けたのも良かった。また、今までの議員のイメージとのギャップに驚いた」



「幅広い世代の方と意見交換ができ、有意義な時間を過ごせました。若狭町に、こんなにもエネルギーのある人がいることを知り、少し未来は明るいと思いました」 (アンケートより抜粋)

報告書、
アンケート全文
はこちらから



議会の決意「対話を継続し、より開かれた議会」へ

この「語る会」で出た町民の皆さんの「本音」を力に変え、議会は以下の取り組みを強化することを表明します。

対話の継続

今回のような住民との意見交換の機会を定期的に、多様なメンバーを対象に開催します。

傍聴環境の改善

議会を傍聴しやすくするため、環境整備を進めていきます。

情報発信の強化

議会活動の内容や、町民の意見がどのように政策に反映されたかを、より分かりやすく発信していきます。

若狭町議会は、町民の皆さんの「本音」を力に変え、共に町の未来を創っていきます。
最後に、共催いただいたわかさ元気町づくりネットワークの皆さま、参加いただいた皆さまに
心より御礼申し上げます。

意見交換会の参加団体を募集しています!

- 若狭町議会では、議員と町内で活動している団体等のみなさんとの意見交換会を実施しています。一緒に若狭町の未来について考えてみませんか?
- **対象** 自治会や町内で活動している団体やグループ等、5名以上
- **申込み** 二次元コード先のページから「意見交換会」申込書をダウンロードし、必要事項を記入して、議会事務局までお申し込みください。



編集 後記

2026年がスタートしました。皆さまにとって素敵なお年になりますよう、議会としても積極的に動いてまいります。(中村 美穂)

広報特別
委員会

川島富士夫委員長 速水真由子副委員長 中村美穂委員
谷川暢一委員 増井文雄委員 辻岡正和委員

住民^{かける}×議会

みんなで未来を語る会

2025年10月、若狭町議会は、住民の皆さんと直接語り合い、声を政策につなげていく「開かれた議会」を目指し「住民×議会 みんなで未来を語る会」を開催しました。その様子をレポートします！

この日は立場や世代をこえて「子育て」「農林水産業」「暮らし」「議会改革」といった、町の未来に欠かせないテーマについて、率直な意見交換が行われました。12月議会の一般質問に反映された声もあります。



> テーマ1

子育てしやすい町ってどんな町？ ～未来を担う子どもたちのために～

子育て世代を中心に、町の未来について活発な議論が交わされました。親同士の交流の機会が少なく「子育ての孤立化」や、小学校高学年以降の「居場所の不足」が課題として挙げられました。提言として、補助金だけでなく、若狭町ならではの子育て支援で他市町との違いを出すこと。そして何より「大人が若狭町の魅力を感じ、子どもたちにきらきらした姿を見せる」ことが大切である、という本質的な意見が出されました。

> テーマ3

暮らしやすい町ってどんな町？ ～大人の意識改革と地域負担の軽減～

人口減少や高齢化が進む中、町全体を暮らしやすくするための議論が行われました。高齢者の交通手段の利便性や、伝統文化を守る上での行事や役職の負担が課題です。「大人が住みにくいと思っていることが若者に悪影響をおよぼしている」ため、まず大人の意識を変えることや、伝統文化を守りつつ、個人の負担を軽減する「地域づくりの推進」が必要であるという意見がありました。

> テーマ2

どうなる？町の農林水産業 ～現場の課題解決へ、支援転換を～

町の基幹産業である農林水産業の未来についても、活発な意見交換が行われました。深刻化する獣害問題、耕作放棄地の拡大、後継者不足などが課題です。また、農機具を共同利用するためのルール化や、個人農家への支援など、行政にはもっと現場の課題に目を向けてほしい、という声がありました。「田園風景を守ること」を地域の将来像の軸にすべきという意見もありました。

> テーマ4

議会の役目ってなに？ ～厳しい意見こそ、改革の力に～

このテーマでは、議会への率直で厳しい意見が飛び交いました。「議員の活動内容が見えてない」「行政との出来レースに見え、緊迫感がない」といった厳しい声が上がりましたが、参加者からは「今回のように住民と議員が語り合う機会を増やし、より身近な議会にしてほしい」という要望が多数あり、また、無投票とならない魅力ある議会づくりを推進して欲しいという声もありました。

次のページに続きます！